

入札説明書

平成30年12月17日千葉市公告第824号により公告した千葉市立新宿小学校外25校冷暖房設備貸借の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 案件名

千葉市立新宿小学校外25校冷暖房設備貸借

(2) 案件の概要

要求水準書のとおり

(3) 契約期間等

履行期間 契約締結日の翌日から平成45年3月31日まで

準備期間(設計・施工) 契約締結日の翌日から平成32年3月31日まで

貸借期間 平成32年4月1日から平成45年3月31日まで

(4) 設置場所

千葉市中央区新宿2丁目15番1号外25か所

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加できる者は次のすべての要件を満たしていなければならない、かつ本件を確実に履行することができる者であること。

(1) 平成30・31年度千葉市物品入札参加資格(業種:リース)の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 以下の実績を有する者。

ビルマルチ式電気ヒートポンプエアコン又はビルマルチ式ガスヒートポンプエアコンを含む

む冷暖房設備（空調設備）の賃貸借契約を締結し、平成20年4月1日から平成30年12月17日までに誠実に履行を完了した実績を有する者、または、平成30年12月17日時点において上記契約を履行中の者。

- (4) 別紙「冷暖房設備賃貸借契約における各業務の業務責任者等配置予定申告書」（様式第3号）の提出ができる者。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 公告の日の翌日から平成31年1月7日（月）まで
（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）
- (2) 提出場所 千葉市教育委員会事務局教育総務部学校施設課
- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出書類
- ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 実績調書（様式第2号）（2件以上ある場合は、2件まで記載すること）
※業務完了報告書の写し、契約書の写し等、履行実績または契約の内容を確認できる書類を添付すること。
 - ウ 冷暖房設備賃貸借契約における各業務の業務責任者等配置予定申告書（様式第3号）
※配置予定者の資格を証明できる書類を添付すること。
- (5) 確認通知
平成31年1月16日（水）までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 基本計画書の貸与

各学校の参考機器表、室内機・室外機の参考配置図等を示した基本計画書を、入札参加資格確認申請書提出時に、DVD-Rにて、データで貸与する。（貸与する基本計画書は参考とし、その内容を市が保証するものではない。）基本計画書（DVD-R）は、入札時に返却すること。データのコピーは行わないこと。

5 入札に関する質問の受付

- (1) 入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

※提出期限を過ぎた質問には回答しない。

- ア 提出期間 公告の日の翌日から平成31年1月18日（金）午後5時00分まで
- イ 提出方法 電子メール
- ウ 提出先 千葉市教育委員会事務局教育総務部学校施設課
(gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp)
- エ 様式 質問書様式（様式第4号）を用いること。

- (2) 質問への回答

入札参加資格者からの全ての質問書による質問、及びその回答は、平成31年1月24日（木）までに全ての入札参加資格者へ電子メールにて行う。

6 設置場所の現地調査について

(1) 設置場所の現地調査を希望する場合は、以下のとおり希望書を提出すること。

ア 提出期間 公告の日の翌日から平成31年1月7日(月)午後5時00分まで

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出先 千葉市教育委員会事務局教育総務部学校施設課
(gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp)

エ 様式 現地調査希望書(様式第5号)を用いること。

(2) 希望書に関する回答は、平成31年1月16日(水)までに各現地調査希望者へ電子メールにて行う。

7 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 平成31年1月30日(水) 午前10時00分

場 所 千葉市教育委員会事務局入札室

千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー12階

※入札参加資格確認結果通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記「11」の入札担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、本件にかかる一切の諸経費を含め見積もり、賃貸借期間(156か月)で割って算定した月額賃貸借料とすること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※納品時の税率を想定し、10%としている。ただし、税率が想定と異なった場合、変更契約にて税率分の金額を変更する。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 積算内訳書(最低の価格をもって有効な入札を行った者のみ提出)

イ 委任状(代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ)

(5) 入札保証金

要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。)

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

8 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。(入札前に委任状を提出すること。)

9 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、1回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記「11」の入札担当課で閲覧できる。

11 入札担当課

〒260-8730

千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー12階

千葉市教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課

電話 043-245-5918

電子メール gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp

12 その他

(1) 入札参加資格を有しない者の参加

前記2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者が競争入札に参加するためには、原則として、千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手

続きを速やかに行い、本市において、入札参加資格の認定を受け、かつ、平成31年1月7日（月）までに前記3の入札参加資格確認申請書の提出をしなければならない。

なお、資格審査の申請手続きを行う前に下記まで問い合わせること。

千葉県財政局資産経営部契約課契約第二班 電話 043-245-5089～5090

(2) 契約締結の停止等

この調達契約は、「政府調達に関する協定」の適用を受けるため、千葉県入札適正化・苦情検討委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合は、調達手続の停止等があり得る。